

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設業関係事務の取扱いについて

期間: 令和2年5月20日からの取扱い (この取扱いを延期または廃止する場合は、改めてお知らせします。)

事務手続の種類		手続の方法	手続を行う場所	書類の提出部数	留意事項	
1	建設業の許可関係 ※知事許可業者のみ	①許可の申請(新規)	持参又は 郵送	土木政策課	3部(正1部・副2部)	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		②許可の申請(更新、業種追加等)	持参又は 郵送	土木政策課	3部(正1部・副2部)	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		③変更、廃業等の届出(事業年度(決算期)終了による変更届を含む)	持参又は 郵送	土木政策課 各土木事務所	3部(正1部・副2部)	・郵送により書類の提出をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		④許可証明(確認)書の発行申請	持参又は 郵送	土木政策課	1部	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
2	経営事項審査(知事許可業者のみ) →6月から対面審査	持参又は 郵送	土木政策課	2部(正・副)	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ・原本提示が必要な書類は写しを添付してください。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。	
3	解体工事業登録関係	①登録申請	持参又は 郵送	土木政策課	3部(正1部・副2部)	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		②変更、廃業等の届出	持参又は 郵送	土木政策課	3部(正1部・副2部)	・郵送により書類の提出をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		③解体工事登録証明	持参又は 郵送	土木政策課	1部	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
4	浄化槽工事業登録関係	①登録申請	持参又は 郵送	土木政策課	3部(正1部・副2部)	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		②変更、廃業等の届出	持参又は 郵送	土木政策課	3部(正1部・副2部)	・郵送により書類の提出をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
		③浄化槽工事業登録簿本交付・ 閲覧請求	持参又は来庁、 閲覧は5月29日までの 間、 中止 郵送 持参又は郵送、閲覧の ための来庁は事前連絡	土木政策課	1部	・5月29日までの間中止します。 ・希望される方は希望日の2日前(開庁日除く)までに事前連絡の上、来庁をお願いします。
5	入札参加資格審査申請関係	変更等の届出	持参又は 郵送	土木政策課	2部(正・副)	・郵送により書類の提出をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。
6	住宅瑕疵担保履行法に係る届出関係	持参又は 郵送	土木政策課	1部	・控えが必要な場合は、届出書(写)と返信用封筒(切手貼付、宛名記載)もあわせて送付願います。	
7	建設機械抵当法に係る申請関係	持参又は 郵送	土木政策課	2部(正・副)	・書留等到着が確認できる方法で郵送をお願いします。 ※持参をご希望される場合は、ご連絡ください。	
8	建設工事受注動態統計調査関係	持参又は 郵送	各土木事務所	1部	・対象の建設業者の皆様は、各土木事務所へ郵送をお願いします。	
9	閲覧関係	建設業者の申請書類等の閲覧	5月29日までの間、中止 来庁(事前連絡)	土木政策課	—	・5月29日までの間中止します。 ・希望される方は希望日の2日前(開庁日除く)までに事前連絡の上、来庁をお願いします。